

第 260 回
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第 1 号

令和 8 年 1 月 5 日かすみがうら市農業委員会告示第 1 号をもって、令和 8 年 1 月 13 日（火）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 260 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和 8 年 1 月 13 日（火） 午後 2 時 00 分開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1 番	石塚 洋二	2 番	麻生 登美子	4 番	中山 峰雄	5 番	佐賀 正治
6 番	井坂 孝雄	7 番	齋藤 務	8 番	廣瀬 栄二	9 番	小倉 達也
10 番	宮本 康子	11 番	岡部 正仁	12 番	矢口 明之	13 番	福田 美保
14 番	関 宏幸	15 番	飯田 敬市				

4. 欠席委員

3 番 豊崎 静代

5. 説明のため出席した者

事務局長 小泉 一司 係長 松澤 智之 主幹 吉田 貴紀

6. 議事録署名委員

4 番 中山 峰雄 6 番 井坂 孝雄

7. 議事日程

① 報告案件について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

② 議案審議について

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について

午後 2 時 37 分閉会

事務局長	<p>只今から、令和 8 年 第 260 回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は 14 名で、会議規則第 7 条の定足数に達しております。よって総会は成立しております。</p> <p>なお、委員会会議規則第 4 条により、3 番 豊崎 静代委員から欠席届が提出されております。</p> <p>それでは会議規則第 5 条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、飯田会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>(会長あいさつ) (諸般の報告朗読)</p>
議長	<p>次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則 第 16 条 第 2 項の規定により、4 番 中山 峰雄委員、6 番 井坂 孝雄委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の吉田主幹を指名いたします。</p>
議長	<p>次に日程の決定について、お諮りいたします。</p> <p>只今から 午後 5 時までとしたいと思いますが、いかがですか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>ご異議ございませんので、午後 5 時までといたします。</p>
議長	<p>次に、報告第 1 号ないし第 3 号の報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、質疑に入ります。</p> <p>報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>

議長	<p>それでは、議案審議に入ります。 はじめに「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。 事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
13 番 福田 美保	<p>12 月 25 日午前 9 時から霞ヶ浦庁舎において、井坂委員と宮本委員と私、福田の 3 名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。</p> <p>それでは説明いたします。 番号 1 番の農地は、●●●●●●●●から約 60m 西に位置する田 1 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。水稻を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号 2 番の農地は、●●●●●●●●から約 400m 北に位置する畑 2 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。野菜を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号 3 番の農地は、●●●●●●●●から約 20m 南に位置する畑 2 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、譲渡人の要望により、今回の申請に至りました。栗を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号 4 番の農地は、●●●●●●●●から約 600m 北西に位置する畑 7 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。野菜を作付けする計画です。</p>

	<p>続きまして番号 5 番から 6 番につきましては、営農型太陽光発電施設に関連する申請であり、議案第 2 号の農地法第 5 条の番号 4 番から 5 番と関連する案件のため、議案第 2 号の転用の説明の際に一括で説明いたします。</p> <p>以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。委員の皆様のご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>議案審議は、一括にて行います。</p> <p>番号 1 番ないし番号 4 番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p>
12 番 矢口 明之	申請番号 1 ですが、売買による申請でよろしいですか。
事務局	お答えします。申請者の親の代で所有権移転まではしていませんでした。今回、所有権移転するため売買での申請を受けました。
12 番 矢口 明之	分かりました。
議長	<p>よろしいですか。それでは、質問等がありました、番号 1 番について採決いたします。</p> <p>番号 1 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	全員賛成ですので、番号 1 番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	<p>次に、番号 2 番ないし番号 4 番について採決いたします。</p> <p>番号 2 番ないし番号 4 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>

議長	<p>全員賛成ですので、番号 2 番ないし番号 4 番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 5 番及び 6 番については、農地法第 5 条許可と関連がありますので、議案第 2 号の審査の中で一括審議といたします。</p>
議長	<p>以上、議案第 1 号 番号 5 番及び 6 番を除く 4 件の申請については、許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
6 番 井坂 孝雄	<p>それでは説明いたします。 番号 1 番になります。図面番号 1 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●から約 250m 東に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号 2 番になります。図面番号 2 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●から約 200m 南西に位置する畑 2 筆になります。こちらは、第 3 種農地と判断しました。申請人は、工場敷地内の緑地として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p>

	<p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号 8 番になります。図面番号 7 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●から約 250m 南西に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、倉庫として使用するため、今回の申請に至りました。なお、申請地は平成 11 年に 1 筆の一部の転用許可を受けて平成 12 年より倉庫として使用されていましたが、今回売買するため分筆して地目変更登記をしようとしたところ、当時転用許可を受けた面積と分筆後の面積の誤差が大きいため、転用許可を取り直すよう登記官に指示されたことから今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。</p>
	<p>議案審議は、一括にて行います。</p>
	<p>番号 1 番ないし番号 8 番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p>
	<p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
	<p>番号 1 番ないし番号 8 番について、原案のとおり許可することに、</p>
	<p>賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 1 番ないし番号 8 番は、原案のとおり許可</p>
	<p>することに決定いたします。</p>
議長	<p>以上、議案第 2 号 8 件の申請については、許可することに決定いた</p>
	<p>しました。併せて、議案第 1 号 番号 5 番及び 6 番の申請についても、</p>
	<p>許可することに決定いたしました。</p>

議長	<p>次に「議案第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>(事務局説明)</p>
議長	<p>事務局説明が終わりました。</p> <p>はじめに、番号 4-1 番について審議いたします。</p> <p>11 番 岡部 正仁委員が、議事参与の制限となりますので、会議規則第 13 条の規定により、退席をお願いします。</p> <p>ここで、暫時休憩いたします。</p> <p>(11 番 岡部 正仁委員 退席)</p>
議長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>番号 4-1 番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 4-1 番について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 4-1 番は、原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>11 番 岡部 正仁委員の入室を認めます。</p> <p>ここで、暫時休憩いたします。</p> <p>(11 番 岡部 正仁委員 入室)</p>

議長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>次に、番号 4-1 番を除く案件について、審議いたします。</p> <p>番号 1-1 番ないし 3-4 番、5-1 番ないし 18-1 番、再転貸 1-1 番ないし 3-15 番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 1-1 番ないし 3-4 番、5-1 番ないし 18-1 番、再転貸 1-1 番ないし 3-15 番について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 1-1 番ないし 3-4 番、5-1 番ないし 18-1 番、再転貸 1-1 番ないし 3-15 番は、原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。</p>
議長	<p>来月の総会は、2月10日（火）午後2時から予定しております。</p> <p>なお、次回の事前調査員は、豊崎 静代委員、岡部 正仁委員、矢口 明之委員です。</p> <p>日時は、2月3日（火）午前9時から、霞ヶ浦庁舎小会議室2といたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、以上を持ちまして、第 260 回農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>慎重審議、大変ご苦労様でした。</p>

かすみがうら市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長 飯田 敬市

署 名 委 員 中山 峰雄

署 名 委 員 井坂 孝雄